宮前区版

新型コロナウィルス感染症に関する助成金・給付金等について

(4月30日現在) ※助成金・補助金の情報は日々更新されます。必ず最新の情報を確認して頂くようお願いします。

個 生活支援 人 が 申請

休業・失業などで経済的に 厳しい状況の方

給付

貸付

貸付

特定定額給付金

緊急小口資金(休業者向け)

総合支援金(失業者向け)

一人あたり一律10万円を申請者へ給付 ※現在、閣議決定済→郵送orネット

上限10万円(特別な場合20万円) 据置期間:1年以内 返済期限:2年以内

单身15万円以内/複数20万円以内 据置期間:1年以内 返済期限:10年以内

自民党特設サイト 「新型コロナウイルスに伴う あなたが使える緊急支援」



総合支援資金相談コールセンター $0120-46-1999(9:00\sim21:00)$

宮前区社会福祉協議会 044-856-5500

猶予 共通

税・公共料金等の 支払いが困難な場合 政府から、支払い猶予等の柔軟な対応を事業者に要請中 ※水道/ガス/電気/電話料金や住民税等[地方税]、法人税等[国税]各種社 会保険料/公営住宅賃料等

休業補償

雇用を維持して、休業を実施

助成

雇用調整助成金(コロナ特例)

子供がいる従業員の為に

助成

小学校休業等対応助成金

子供がいるフリーランスの為に

助成

個人 事業主 小学校休業等対応支援金

県からの要請に基づき 休業・時短に協力した事業者

助成

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

上限あり(8,330円/一人1日) 助成率は企業規模・雇用状況による

上限あり(8.330円/一人1日) 小学校等休校による有給休暇を補助

定額で1日あたり4, 100円 臨時休業したフリーランスを補助

【休業】事業所自己所有10万/賃貸→<mark>最大30万</mark> 【時短】10万円

事業主が申請

資金繰 L)

主に中小企業・小規模事業者が対象

信用保証付き 民間金融融資

融資

セーフティネット+危機関連保証

融資

新型コロナウィルス感染症 特別貸付

政府系金融機関

融資

旅館/飲食店及び喫茶店の方への特別貸付



融資

商工中金による危機対応融資

売上が▲50%以上 の事業者

給付

持続化給付金制度

上限額3,000万円(売上前年比▲5%~) 実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免

上限別枠6,000万円(売上前年比▲5%~) ※無担保・実質無利子化の制度あり

【旅館】別枠3.000万円(売上前年比▲10%~) 【飲食/喫茶】別枠1,000万円(

融資上限3億円(売上前年比▲5%~) 当初3年間,基準金利0.9%引下(利下げ限度1億)

2020年1~12月(※ひと月でも可)売上前年比▲50%~ 法人200万円以内/個人事業主100万円以内給付

川崎市上下水道局 中部サービスセンター

044-855-3232

※電気・ガス・電話料金等は ご契約の事業者へ。

神奈川労働局 職業対策課助成金センター

045-650-2801

学校等休業助成金,支援金等 相談コールセンター

0120-60-3999

9:00~21:00(土日祝OK)

神奈川県新型コロナウイルス 感染症専用ダイヤル

045-285-0536

9:00~21:00(土日祝OK)

川崎市経済労働局 産業振興部金融課

044-544-1846

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

0120-154-505

商工組合中央金庫相談窓口

0120-542-711 (9:00~17:00)

中小企業庁金融/給付相談窓口

 $03 - 3501 - 1544 (9:00 \sim 17:00)$

宮前区版

共通

新型コロナウィルス感染症に関する助成金・給付金等について

(4月30日現在) ※助成金・補助金の情報は日々更新されます。必ず最新の情報を確認して頂くようお願いします。

川崎市新型コロナウイルス 感染症コールセンター 044-200-0730 24時間(土日祝OK)

国税/地方税等納付の猶予制度

国税

地方税

川崎北税務署 TFI:044-852-3221

溝の口市税事務所 TEL:044-820-6555

消毒作業をしたことにより備品・棚卸資産を廃棄

ご本人(または家族)の病気の医療費・治療費等に付随する費用

事業を休廃業した場合、休廃業に関し生じた損失や費用に相当する額

事業に著しい損失を受けた場合、受けた損失額に相当する金額

1年間の納税猶予 原則

猶予期間中の延滞税の軽減or免除

財産の差押えや換価が猶予

※所定の申請書への記入・提出が必要 ※売上高の減少がわかる書類があるとスムーズ

国民健康保険等

宮前区保険年金課収納係 TEL:044-856-3151

厚生/国民 年金保険料

高津年金事務所 TEL:044-888-0111

固定資産税等の軽減制度

減免

中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL:03-3501-5803

拡充・延長

同庁 経営支援部 技術/経営革新課 TEL:03-3501-1816

固定資産税・都市計画税の減免

2020年2月~10月までの任意の3か月間の 収入の対前年同期比減少率

固定資産税の特例拡充・延長

30%~50%未満

減免率 1/2

50%以上

全額

①事業用家屋と構築物を対象に追加(適用拡充)

②適用期限を2年間延長(現状:2021年3月末まで)

欠損金の繰戻し還付

災害欠損金の繰戻し還付制度

適用

川崎北税務署 TEL044-852-3211 資本金1億超~10億以下の 法人へ対象拡大

令和2年2月1日~令和4 年1月31日までの間に終 了する事業年度に生じた欠 損金に対し適用

■災害欠損金算入できる例■

- ・飲食業等の食材廃棄損
- ・感染者発出に伴う器具備品の
- 除却指
- ・施設等の消毒費用
- ・感染発生防止の為のマスク、 消毒液等の購入費用
- ・イベント中止による商品等の 廃棄損

【本資料作成•発行】 川崎市議会議員(宮前区) 矢沢たかお事務所

電話:044-976-2727 FAX: 044-976-8686

https://yazawa-t.jp/

4月30日

川崎市緊急経済 対策を発表! 詳細は

川崎市緊急経済対策

